

火災防護対象ケーブルの系統分離対策にかかる対策期間について

1. 火災防護審査基準と同等水準の系統分離対策に必要な期間について

弊社は、2023年3月16日に火災防護対象ケーブルの系統分離対策について、既工事計画書と現場状況が整合していないことを認識したため、速やかに是正すべく、2023年3月31日に全てのプラントについて設計及び工事の計画の認可申請（高浜1,2号機は既工事計画の変更認可申請）を行った。

その工事計画においては、申請時点の最短の対策期間として高浜1,2号機は再稼働までに、美浜3号機及び高浜3,4号機は2定期検査終了までに、大飯3,4号機は1定期検査終了までに対策を終えるとしていた。

ただし、認可を受けた設工認と現場が整合していない状態は、可能な限り速やかに是正する必要があると認識しているため、2定期検査終了までの対策期間を要する美浜3号機、高浜3,4号機については、1定期検査終了まででの対策完了を目指して、対策期間の短縮を継続検討しているところである。

最終的な対策期間については、審査を頂いている工事計画の認可後に、具体的な対策内容が確定することも踏まえて精査の上、改めて報告する。

2. 火災防護審査基準に基づく系統分離対策に必要な期間について

弊社は、運用性の向上のため、最終的には全ての火災防護対象ケーブルの系統分離に関して設備対策を実施することとしており、これについても、対策期間の短縮を継続検討しているところである。

以上